

第三次草加市教育振興基本計画（素案）の概要について

第1章 計画の基本的事項

位置付け：教育基本法第17条第2項に基づき策定

計画の対象：幼稚園・保育園・認定こども園における幼児期の教育及び小中学校における学校教育、家庭や地域における社会教育を含めた生涯学習を対象とします。

計画期間：第四次草加市総合振興計画第二期基本計画との整合を図るため、令和2年度（2020年）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

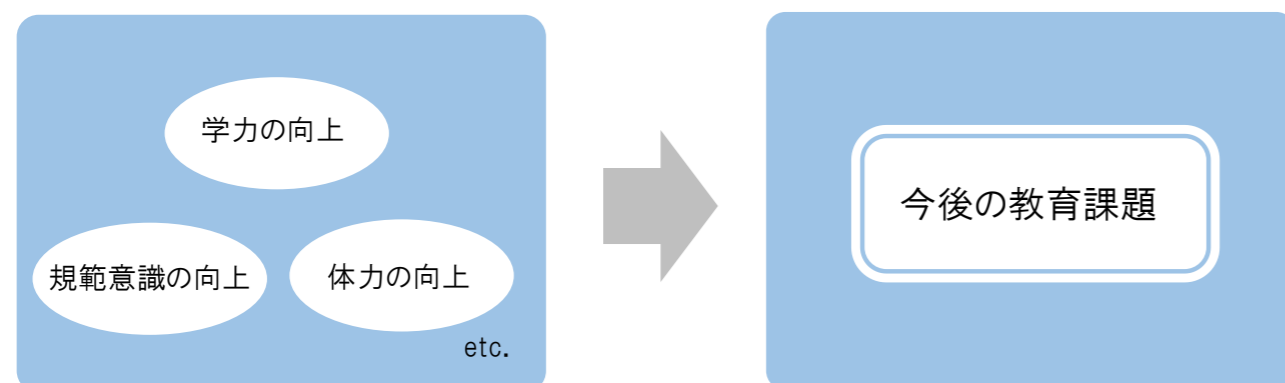
第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少など、国や県の掲げる課題を踏まえつつ、本市における教育を取り巻く環境の変化と課題を7項目に整理しています。

1	人口構造の変化と少子高齢化
2	情報化社会とグローバル化の進展
3	経済構造と雇用状況の変化に伴う格差への対応
4	自然災害に備えた対応
5	多様なニーズに対応した教育機会の提供等
6	家庭や地域社会の変化への対応
7	学習指導要領改訂への対応

第3章 第二次計画の検証と今後の草加市の教育課題

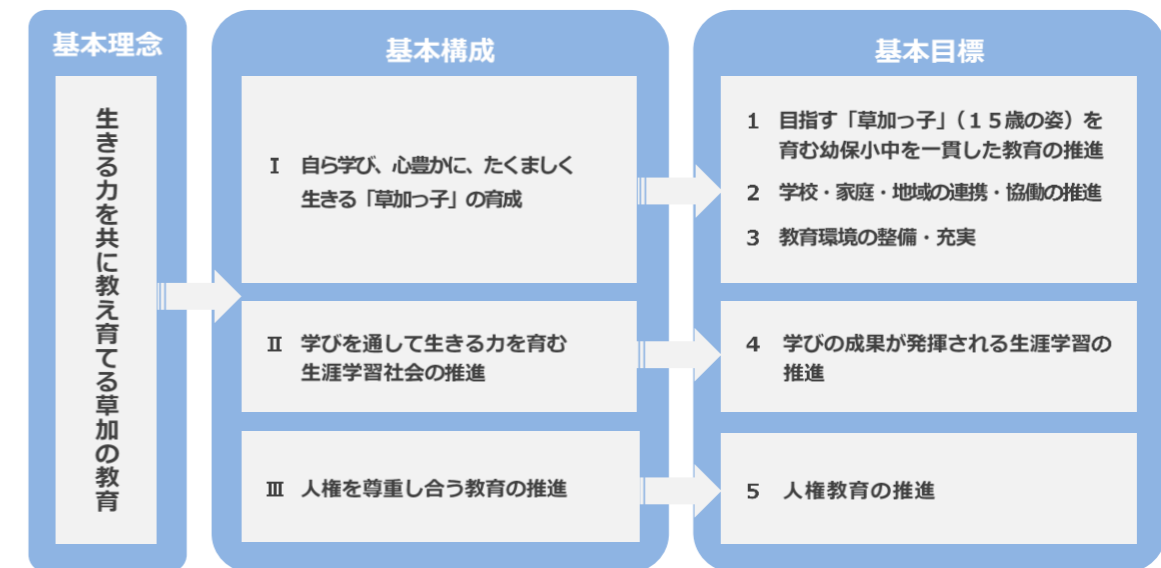
施策ごとに掲げた成果指標に関する検証を行うとともに、解決及び改善を図るべき主な教育課題について、現行計画策定時から平成30年度末までに取り組んできた成果や第三次計画において取り組むべき課題を示しています。



第4章 草加の教育の目指す姿

第三次計画においても第二次計画の基本理念を継承します。これからも、学校・家庭・地域との関わり合いの中で、子どもたちが体験的に豊かに学ぶとともに、生涯にわたって学び続け、時代の変化に柔軟に対応しながら、笑顔かがやく人生を送ることができる力を備えた子どもの育成を目指します。

第三次草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」



第5章 施策の展開

基本理念	基本構成	基本目標	施策	主な取組			
生きる力を共に 育てる草加の 教育	I 自ら学び、心豊かに、 たくましく生きる 「草加っ子」の育成	1 目指す「草加っ子」(15歳の姿) を育む幼保小中を一貫した教育の 推進	1-1 子ども教育の連携の推進	◇ 自己肯定感・自己有用感の育成 ◇ 「社会に開かれた教育課程」等を踏まえた指導資料の作成	◇ 幼児期の教育の充実 ◇ 交流・連携の充実による幼保小中を一貫した教育の推進	◇ ふるさと草加学習の推進(再掲)	
			1-2 自ら学ぶ「草加っ子」の育成	◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着 ◇ 各種学力調査の実施と分析・活用 ◇ 児童生徒の学習に対する支援の充実 ◇ 「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底(再掲)	◇ 児童生徒の効果的な学習時間の確保 ◇ 指導訪問の充実(再掲) ◇ ICTの整備と活用(再掲) ◇ 小学校外国語・外国語活動及び中学校英語教育の充実	◇ 学校図書館教育の充実 ◇ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実(再掲)	
			1-3 心豊かな「草加っ子」の育成	◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着 ◇ 道徳教育の充実 ◇ 「いのちをつなぐ教育」の推進 ◇ 音楽教育の推進	◇ 自然と触れ合う体験活動の推進 ◇ 読書活動の推進 ◇ 生徒指導の充実		
			1-4 たくましく生きる「草加っ子」の育成	◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着 ◇ 体力向上プランの改善 ◇ 体育・保健体育の授業の改善	◇ 運動の日常化の推進 ◇ 生活習慣の改善 ◇ 中学校部活動の推進	◇ 学校給食の推進 ◇ 食育の推進 ◇ 学校保健の充実	
			1-5 多様なニーズに対応した教育と支援の充実	◇ 教育相談の充実 ◇ 特別支援教育の充実 ◇ 特別支援教育の就学奨励費の補助	◇ 埼玉県立草加かがやき特別支援学校等との連携 ◇ 一人ひとりに応じた就学援助の充実 ◇ 入学準備金及び奨学金貸付制度の見直し	◇ 貸付金の滞納解消に向けた取組	
			1-6 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上	◇ 「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底 ◇ 指導訪問の充実 ◇ 教職員研修の充実 ◇ 市委嘱研究の充実	◇ ICTの整備と活用(再掲) ◇ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実 ◇ 教育相談及び特別支援教育に係る研修の充実	◇ 教職員の働き方改革	
		2 学校・家庭・地域の連携・協働の 推進	2-1 地域とともにある学校づくりの推進	◇ 学校運営協議会の充実 ◇ 学校応援団の充実 ◇ 児童生徒の安全管理の充実 ◇ 部活動指導員・部活動外部指導者の派遣	◇ 学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進 ◇ ふるさと草加学習の推進 ◇ 土曜日等の教育活動の充実 ◇ 学校経営の充実	◇ 学校評価制度の活用 ◇ 小中学校通学区区域審議会の開催	
			2-2 家庭教育への支援	◇ 「親の学習」講座及び子育て講演会の開催 ◇ 子育てリーフレット及び家庭・学校連携シートの配布 ◇ 児童生徒の効果的な学習時間の確保(再掲)	◇ 生活習慣の改善(再掲) ◇ 食育の推進(再掲) ◇ 学校保健の充実(再掲)		
		3 教育環境の整備・充実	3-1 安全安心な学校教育施設の整備・充実	◇ 学校施設の維持管理 ◇ 屋内運動場へのエアコン導入 ◇ 校舎等の大規模改修等	◇ 自然の家の管理・運営 ◇ 共通管理備品の整備		
			3-2 学習環境の整備・充実	◇ ICTの整備と活用 ◇ 教材教具の整備 ◇ 学校図書館教育の充実(再掲)	◇ 特色ある学校経営を推進するための予算の充実 ◇ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実(再掲)		
		II 学びを通して生きる力を 育む生涯学習社会の推進	4 学びの成果が発揮される生涯学習 の推進	4-1 生涯を通じた多様な学習機会の充実	◇ 学びのきっかけづくり ◇ 学びの充実とネットワークづくり ◇ 学びの成果をいかす人づくり		
				4-2 公民館・文化センターの整備と生涯学習 環境の充実	◇ 地域における生涯学習施設の整備 ◇ 身近で地域性をいかした学習機会の提供		
	4-3 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、 継続的な取組の推進			◇ 文化財保護意識の高揚 ◇ 文化財保護体制の確立 ◇ 文化財保護施設の整備			
	4-4 読書活動を支える図書館サービスの充実			◇ 図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供 ◇ 郷土資料等の充実 ◇ レファレンスの充実	◇ 誰もが使いやすい図書館サービスの充実 ◇ 子ども読書活動の推進 ◇ 快適な利用環境の整備・維持		
	III 人権を尊重し合う 教育の推進	5 人権教育の推進	5-1 学校人権教育の推進	◇ 学校人権教育の推進 ◇ 児童虐待から子どもを守る取組の推進			
			5-2 社会人権教育の推進	◇ 社会人権教育の推進			

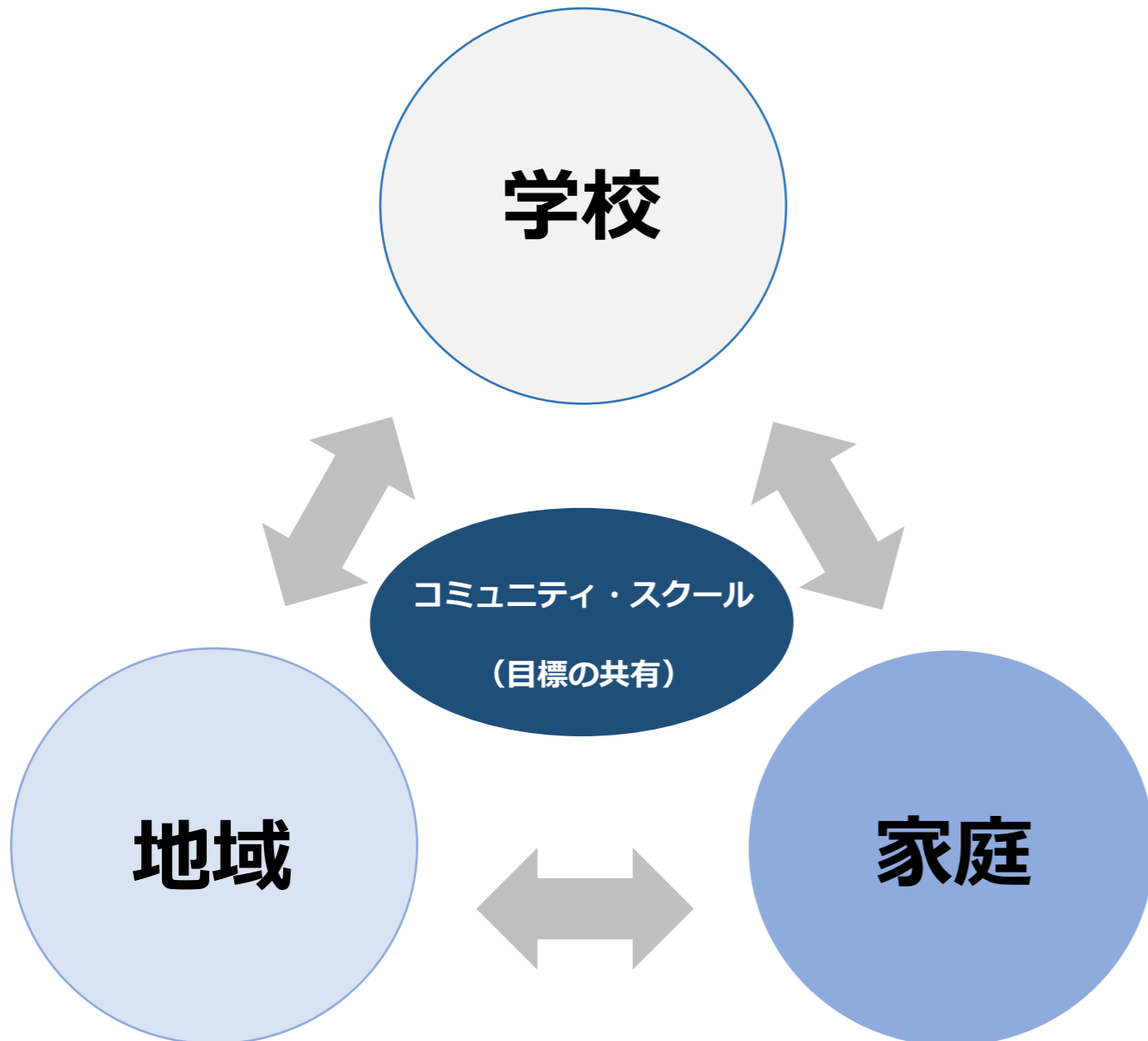
第6章 計画の推進に際して

1 地域全体で取り組むための連携・協働

教育の振興を図るためには、教育に携わる全ての人々が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに補完し合いながら、第三次草加市教育振興基本計画を推進していくことが重要です。

草加市教育委員会では、令和元年度(2019年度)から学校・家庭・地域による連携・協働をより一層推進するため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を導入した学校)をスタートさせました。この制度は、子どもたちを育てる上で、学校・家庭・地域が目標を共有することが今まで以上に可能となり、それぞれが子どもの教育に主体的に関わることで、目指す「草加っ子」(15歳の姿)が具現化されるものとなります。

また、地域への愛着や誇りは、魅力あるまちづくりを推進する力になります。草加市教育委員会では、本市の歴史や文化を学ぶことは、「いつまでもこのまちで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」といった気持ちを醸成することにつながると考えています。ふるさと草加に愛着や誇りを持ち、未来を拓(ひら)く人材を育てるためには、学校・家庭・地域の連携・協働が今まで以上に必要となります。



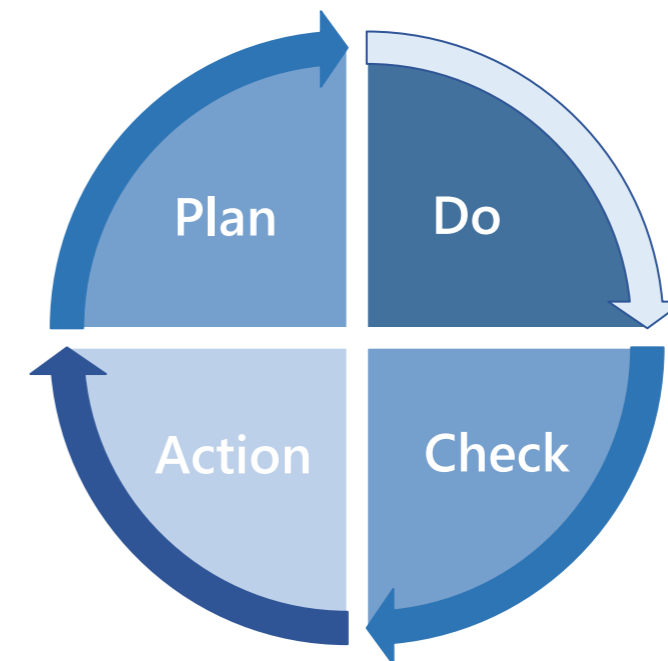
2 計画の進行管理

(1) 政策評価の実施

第三次草加市教育振興基本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、企画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)というマネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要であると考えます。

第三次草加市教育振興基本計画では、施策ごとにいくつかの成果指標を設定し、計画の進捗状況や目標の達成度合いを測ることとしています。

草加市教育委員会では、当該計画の進行管理と合わせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、年度ごとに教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施し、結果を公表していきます。



(2) 各年度における教育方針及び重点施策の策定

第三次草加市教育振興基本計画は、令和2年度(2020年度)からの4年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしたものです。

当該計画を着実に実現していくためには、各年度において、効果的に事業を展開していくことが必要です。教育委員会では、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた草加市教育方針及び教育行政の重点施策を毎年度策定し、この計画の着実な遂行に努めます。